

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2014

# AI Contact

3

## AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、  
適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

## Monthly Topics

### 3月の話題

- 平成 26 年度の健康保険料率は据え置き、介護保険料率は引き上げ／全国健康保険協会  
平成 26 年度の協会けんぽの健康保険料率は、据え置かれました。一方、介護保険料率は 3 月分（4 月納付分）より現行の 1.55%から 1.72%へ引き上げとなりました。
- 2013 年・役員報酬の実態に関する調査／産労総合研究所  
当該研究所が上場・未上場企業 2,500 社を対象とした役員報酬に関する調査によると、平成 25 年の社長の年間報酬額は平均で 3,430 万円、会長 3,019 万円、専務 2,214 万円となりました。
- 60～64 歳で仕事をしている男性は 75.8%、女性は 50.4%／厚生労働省  
厚生労働省が継続的に統計している「中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）」によると、60～64 歳で仕事をしている男性は全体の 75.8%、女性は 50.4%となりました。



目黒雅叙園・“百段階段ひな祭り”にて（2014.03.01）



社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル 4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email [info@sr-aijimusho.co.jp](mailto:info@sr-aijimusho.co.jp)

# <特集>4月からの年金法改正

平成 24 年 8 月 10 日、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、年金機能強化法といいます）」が成立しました。平成 26 年 4 月 1 日より施行される改正項目が多数実施されます。今月はその内容を拡大版で採りあげます。

## ■産前産後休業期間中の社会保険料免除

従来までは育児休業期間中の社会保険料が免除されていましたが、これに加えて産前産後休業期間中の保険料についても本人・会社負担分のいずれもが免除されるようになります。

### ※改正後の保険料負担のイメージ

| 就業    | 産前産後休業    | 育児休業  | 復職後   |
|-------|-----------|-------|-------|
| 保険料負担 | 保険料免除(改正) | 保険料免除 | 保険料負担 |

### 【ここがポイント】

- 3月より産休に入った場合でも産後休業の終了が4月30日以降の場合は4月分より免除になります
- 詳細は、本誌平成26年1月号をあわせてご参照ください

## ■遺族基礎年金の父子家庭への支給

現在、国民年金から支給される遺族基礎年金は、亡くなった人に生計維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されていますが、これに「子のある夫」が加わります。本規定の改正は消費税増税による税収を財源とするため8%へ引き上げられることが条件になっていましたが、税率改定が確定したことにより改正が決まりました。

### 【ここがポイント】

- 4月前に父子家庭となった場合には、この改正は適用されません
- ここでの「子」とは、18歳到達年度末日までの子又は20歳未満の障害等級1・2級の子をいいます

## ■未支給年金請求の遺族範囲の拡大

年金は偶数月の15日に前2か月分が振り込まれます。死亡した月まで支給することになっており、そのため少なくとも亡くなった月分は本人に振り込まれないケースが発生します。その際に遺族が変わって請求するのが未支給年金です。従来、未支給年金を請求できるのは、死亡時に生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」でしたが、ここに「3親等以内の親族」が加わります。具体的には「おい、めい、子の配偶者、おじ、おば、ひ孫、曾祖父母」などです。

### 【現行の請求権者の範囲】

生計を同じくしていた、  
配偶者・子・父母・孫・  
祖父母・兄弟姉妹



### 【改正後の請求権者の範囲】

生計を同じくしていた、  
配偶者・子・父母・孫・祖父母・  
兄弟姉妹・**3親等以内の親族**

## ■70歳後に繰下げ支給をした場合の取扱いの見直し

老齢基礎年金は65歳から支給されます。これを66歳以降に受給することを「繰下げ」といいます。最長70歳まで延長することができ、繰下げた年齢に応じて年金が増額されます。現行では70歳を過ぎてから受給を申出した場合、申出月の翌月から支給が始まるため、70歳から申出月までの年金が受取れません。

これを改めて、70歳後に申出たとしても遡及して70歳に達した日に申出たものとみなすことにしました。

## ■国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間の算入

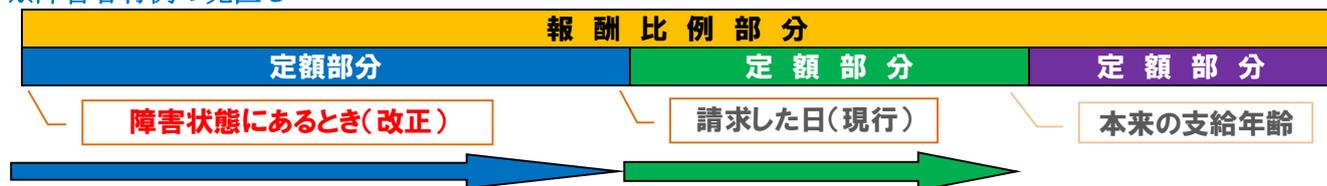
昭和61年3月以前の会社員の配偶者だった期間や海外に在住していた期間などは「合算対象期間」といわれ、年金の受給資格期間を判定するときにカウントする一方、老齢基礎年金の額を計算するときには不算入の取扱いとなります。そのため自ら希望してこの間の保険料を納付（任意加入といいます）することにより増額が可能となりますが、納めなかった場合には未納期間となってしまう、金額だけではなく受給資格期間を判定する際にも不算入となる取扱いでした。これを見直し、このような未納期間も合算対象期間とすることになりました。

## ■特別支給の老齢厚生年金の受給開始に関する障害者特例の改善

60歳～65歳の間に支給される特別支給の老齢厚生年金（以下「特老厚」といいます）は、現在では報酬比例部分のみの支給となっており定額部分の支給はなくなりました（女性は4月以降に60歳になる方より報酬比例部分のみとなります）。ただし、障害等級1～3級に該当する方で、かつ、厚生年金に加入していなければ報酬比例部分に加えて定額部分も支給されます。これを障害者特例といいます。

現行の障害者特例では、本人が「請求した月」の翌月から定額部分の支給が始まるため、請求が遅れた分だけ不利益を被る課題を抱えていました。本改正によって請求時以降ではなく、「障害状態にあるとき」にさかのぼって定額部分の受給ができるように改正されました。

### ※障害者特例の見直し



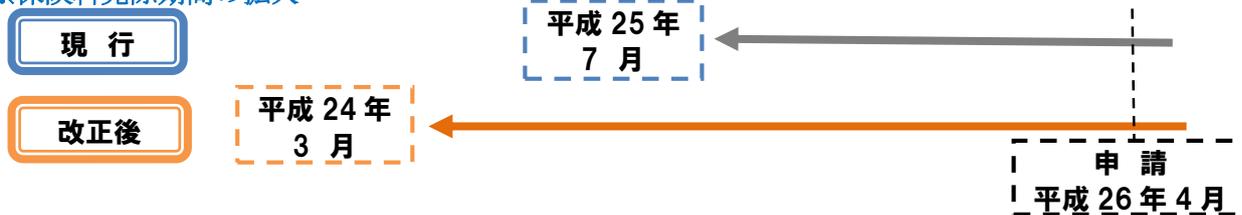
## ■障害年金の額改定請求の待期期間の一部緩和

障害年金を受給している人は、その障害の程度が増進したときに等級の改定を請求することができます。額改定請求といいます。現行では、障害年金の受給権を取得した日、または厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ改定請求ができませんでした。本改正により、障害の状態が増進したことが明らかである場合には、1年を経過していなくても改定請求ができるようになります。

## ■国民年金保険料に関する改正

- ① 保険料を前払い（前納）できる期間に6ヶ月と1年に加えて2年分を一括納付できるようになります。
- ② 前納した後に保険料免除事由に該当した場合、現行では前納した期間以降に免除の取扱いになっていましたが、免除該当月以降の保険料について還付が受けられるようになります。
- ③ 法定免除に遡及して該当した場合、現行では既に納付した保険料は還付される取扱いでしたが、納付したままにできるようになります。また法定免除に該当したあとも保険料を納付することが可能になります。
- ④ 国民年金の第1号被保険者は本来の国民年金保険料に付加保険料として月額400円をプラスして納付することができます。付加保険料は納期限までに納めないで遡及して納付することができませんでした。それが同様に過去2年分まで納付できるようになります。
- ⑤ 現行の国民年金保険料免除のサイクルは7月から翌年6月までです。1月～6月に申請した場合は前年の7月まで遡及できることになっていますが、それが過去2年分まで遡及できるようになります。

### ※保険料免除期間の拡大



## ■不在高齢者の届出を義務化

年金受給者の所在が明らかでない場合、同居する親族等が所在不明である旨を届け出ることを義務化し、その上で年金が一時差し止められます。所在不明の届出があった場合には、受給権者本人に対して生存を確認できる書類の提出を求めたうえで、差し止めの取扱いとされます。

## ■平成26年度の年金額は0.7%の引き下げ※

平成26年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率は0.3%でした。現在、法律による特例水準の解消が行われており、4月に▲1.0%の調整を行うことになっていたため、相殺して0.7%の減額になります。

【平成26年度の主な年金額と国民年金保険料 単位：円】

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 老齢基礎年金・障害基礎年金（2級）     | 772,800          |
| 遺族基礎年金（子1人）           | 995,200          |
| 子の加算額 第1子、第2子 / 第3子以降 | 222,400 / 74,100 |
| 国民年金保険料（月額）           | 15,250           |

※本改定は年金機能強化法に基づく改正ではありませんが、4月からの改正ということであわせて掲載させていただきました。

先月の産経新聞の報道で気になるニュースが目にとまりました。

### 『家族の会話不足でミス？ 扶養控除3年で196億円是正 家族収入“よく知らず” 近畿は毎年4万件超』

年末調整や確定申告のさいに届出した扶養家族の収入が基準を超えていると国税当局からは是正指導を受けます。申告ミスで目立つのが、配偶者や子供の収入を把握していないケースで、家族で会話をする機会が減少しているせいではないか、という内容でした。最後は本人が追納する話であるものの、会社に関係ない問題ではありません。

たとえば就業規則や給与規程で家族手当を支給している場合、社会保険上の扶養家族や税法上の扶養親族であることを条件としている規定をよく見かけます。そうすると、場合によっては過払い分の手当を返金調整する必要があります。また社会保険の扶養も外れると治療費の再精算（療養費）手続きが発生する可能性もあります。

家庭の問題に企業として踏み込める範囲に限られるなかで、このようなデメリットを添えつつ、正確な申告を促すよう積極的にアナウンスする時代になったのかもしれない。

と、ここまで書いてきて私たちにとっても対岸の火事ではないことに気づきました。

唐突ですが、弊所は顧問先の企業様ごとに担当者を決めて対応させていただいています。

窓口を一人にすることによって、できるだけワンストップサービスをご提供したいという考えです。ただ、その一方で別の担当者がお客様と折衝させていただくことは正直稀です。

そこで4月より本誌のレイアウトを変更し、事務所メンバーがそれぞれ担当面を持ち、

こだわりの情報をお届けしてまいります。

誌面を通じて、御社とのコミュニケーションが少しでも深められましたら本望です。

全員参加型の“新・AI Contact”を乞うご期待ください。（三倉）

企画会議、順調に進行中です。



## やさいのちから

### 【だいこん—大根—Daikon】

はじめに湧いた疑問は「英語でなんと言うのか？」でした。ものの調べでは“Japanese Radish”“White Radish”などありましたが、原産地は地中海とも中東ともコーカサス地方ともいわれています。

煮ても、おろしても、漬けても、鍋でも味わいを楽しめ、主要成分であるジアスターゼは食物の消化促進や胃腸を整える効果があります。七草粥の「すずしろ」が大根であることを思うと納得です。まさに諺にいわく「大根どきの医者いらず」でしょう。

演技力のない人を「大根役者」というのは、大根を食べれば食中毒に「当たらない（ヒットしない）」ことにかけてうまれた皮肉だとか。

食べるだけでなく、大根のとぎ汁を障子の棧に塗ると張替えの時に糊が着きやすく、剥がすときもキレイにとれるそうです。

（参考「剣客商売・包丁ごよみ」新潮文庫）



えのき  
椀吉の

行ってみた・やってみた

### 第7回【大雪後の山梨県】

2月上旬に関東甲信地方を襲った大雪。山梨県では道路の通行止や鉄道の運休によって孤立した場所がいくつも発生し、名産品の葡萄や桃のビニールハウスが倒壊するなど多大な被害が出ています。

山梨へは何度も行ったことがあります。雪が降ってもあまり積もらない場所なので除雪設備が少ないそうです。山梨県を横断している中央自動車道も2月下旬に使ったとき、かなりの区間が積雪のため車線規制され渋滞になっていました。

写真はその時に撮った談合坂SAの様子ですが、多くの雪がまだ残っていました。

3月になり春の訪れを感じるようになりましたが、被害に遭われた方々が一日でも早く元の生活に戻れることを祈っております。（榎本）



## 編集好機

消費税率改定間近となってきました。一番初めの消費税3%導入は、平成元年のこと。入社2年目に入る4月でした。当時は医薬品関連の仕事をしており、担当だったDrが京都の学会に行くと言うのでお供することになり（半分以上は観光目的でしたが（笑）、京都について買い物をしてお釣りをもらったときに、一円玉〜！？と驚いたことを思い出します。

今回の消費税率の改定は社会保障費の確保がメインに置かれていたはずですが、ふたを開けてみると診療報酬はそれほど変わらず、一般財源に取り込まれてしまうのだろうと推測もされます。受診する側は窓口負担が下がった方がもちろんいいのですが、経営の面からみるとなかなか厳しい改正とも感じます。

いずれにしても今回の改正は交通運賃の改定も合せ、以前と比べても動きが多くあるように感じます。最近ではICカード乗車券やいろんなカードでの支払いが増え、現金決済が少なくなってきましたが、それでも小銭は手元に増えそうな感じがしますね。

この切手が一般に出回るところには、前の切手がいくらだったのか忘れてしまうでしょうね。

この前は40円でしたでしょうか。。 文責：福島

